

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まちづくりスポット（以下団体という）定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬の体系)

第2条 団体は、役員の数全体の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

(決定方法)

第3条 月額報酬は、毎年の通常総会にて、各役員の前報酬額の詳細を提示し協議を経て、代表理事が決定する。

(報酬の基準額)

第4条 月額報酬は、職員給与の最高額を基準として、役員別に、次に定める額を基準とする。

代表理事	1.0ヶ月未満
副代表理事	0.5ヶ月未満
理事	0.2ヶ月未満
監事	0.2ヶ月未満

(役員変更等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 上位の役員に昇任した場合の報酬は、第4条に定める役員別基準額、前任者の報酬額、従前の役員で支給されていた報酬額等を斟酌した上で、第3条に準じた方法で決定する。
2. 下位の役員に降任した場合の報酬は、第4条に定める役員別基準額に基づき、第3条に準じた方法で決定する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第6条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1か月分を支給する。

(長期欠勤者の報酬)

第7条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の前報酬額は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定する。

(報酬の改定)

第8条 各役員の前報酬額を評価して、第4条に定める役員別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

特定非営利活動法人まちづくりスポット

2. 前項の評価・改定は原則として毎年1回実施する。

(計算期間並びに支給日)

第9条 役員への月額報酬の支給計算の期間並びに支給日は、就業規則に準ずることとする。

(控除金)

第10条 役員に支給する報酬から、法令または規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(臨時緊急措置)

第11条 団体業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部減額等の措置を取ることがある。

附 則

1. この規程は平成28年5月30日より実施する。
2. 平成28年4月1日に遡って適用する。
3. この規程は平成31年3月22日より改定施行する。
4. この規程は令和2年6月8日より改定施行する。

役員退職慰労金基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この役員退職慰労金基準(以下「本基準」という。)は、特定非営利活動法人まちづくりスポット(以下団体という。)の常勤役員(理事・監事)が退任したときに支給する役員退職慰労金並びに弔慰金について定めるものである。

(役員の種類)

第2条 常勤役員とは、会員総会で選任された理事及び監事のうち、定期的に出勤して業務を行い役員報酬を受けている者をいい、常勤役員以外の者を非常勤役員という。

(退任の定義)

第3条 退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

- ①任期満了
- ②辞任
- ③解任
- ④死亡

(役員の内任年数)

第4条 役員内任年数は、役員就任の日より退任の日までとする。

1年未満の内勤期間は月割りとし、1ヵ月未満の日数は1ヵ月に切り上げる。

第2章 役員退職慰労金

(役員退職慰労金の支給決定基準)

第5条 役員退職慰労金の支給は、本基準に基づき、理事会において決定するものとする。

(役員退職慰労金の算定)

第6条 役員退職慰労金の算定は、以下の計算式により計算した金額とする。

- ① 退任時に適用されている月額報酬×内任年数×役位係数
- ② 役位係数は、以下のとおりとする。

代表理事 1.0 副代表理事 0.5 理事 0.2 監事 0.2

特定非営利活動法人まちづくりスポット

(功労加算)

第7条 在任中の功績が顕著と認められた役員については、前条により計算した金額の他に功労金として50%相当額を超えない範囲内で功労加算をすることができる。

(弔慰金)

第8条 弔慰金は以下の表を基準とし、職位・勤続・功績等を勘案し、その都度理事会で審議して決定する。

業務上死亡の場合	年間報酬額の四分の一程度
業務外死亡の場合	年間報酬額の六分の一程度

(特別減額)

第9条 理事会は、退任役員のうち、在任中特に重大な損害を団体に与えた者に対しては、第6条により算出した金額を減額することができる。

(支給の時期)

第10条 役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときには、支給時期を延期することがある。

(死亡役員の取扱)

第11条 役員が死亡したときは、本基準に基づき役員退職慰労金を算出する。

- 2 前項の慰労金は、役員自身の届出により指定された受取人に対して支給するものとする。ただし、届出のない役員については法定相続人の内、理事会で相当と認めた者に支給するものとする。

(非常勤役員の特例)

第12条 非常勤役員の退職慰労金および弔慰金については、この基準によらず、別途代表理事が決定する。

(役員退職慰労金からの控除)

第13条 役員退職慰労金を支給する場合には、法令に基づく源泉所得税並びに住民税及び当法人に対して負う債務の全額を控除する。

第3章 附則

(その他の決定事項)

第14条 本基準に定めのない事項で特に必要が生じたときは、理事会において協議のうえその都度決定する。

(基準の改定)

第15条 本基準の改定は、理事会の決議により決定する。

(制改定の実施)

第16条 本規程は、令和2年 6月 8日に制定し、実施する。

(制改定の記録)

(1)令和2年 6月 8日 制定・実施